

(仮称)三鷹市子どもの権利に関する条例(素案)検討委員会

報告書(案)

(R8.2.18 時点)

令和8年4月

目 次

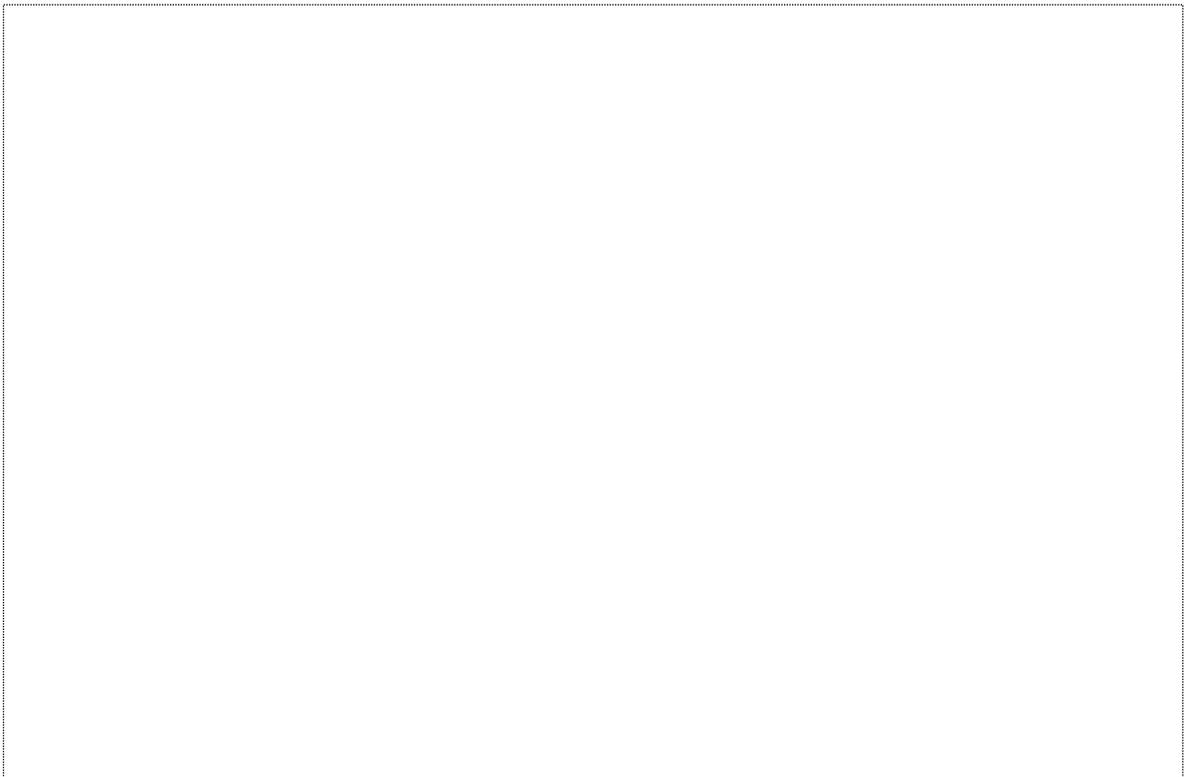
1	(仮称) 三鷹市子どもの権利に関する条例(素案) 検討委員会委員 からのメッセージ..	1
2	委員会報告書について.....	4
	(1) 検討の経過.....	4
	(2) 子どもへの意見聴取結果に対する考察.....	4
	ア 子ども権利について考えるワークショップ.....	4
	イ 子どもへのアンケート.....	5
	ウ 考察.....	6
	(3) 条例素案(案)の検討における視点.....	7
	ア 本条例の方向性.....	7
	イ 権利と義務.....	7
	ウ 権利の主体としての子ども.....	7
	エ 子どもの意見や思いを聴くということ.....	8
	オ 子どもの最善の利益.....	8
	カ 子どもの権利擁護.....	9
3	三鷹市子どもの権利に関する条例(仮称)素案(案).....	10
4	三鷹市子どもの権利に関する条例(仮称)素案(案) 説明.....	16
	【前文】.....	16
	【第1章】総則.....	17
	【第2章】子どもの権利.....	17
	【第3章】市、保護者、市民、子どもにかかわる施設、事業者等の役割.....	19
	【第4章】子どもの権利を守るためのまちづくり.....	19
	【第5章】子どもの権利擁護.....	21
	【第6章】条例の推進.....	21
	【第7章】雑則.....	21
5	条例制定後の取組.....	22
	(1) 子どもの意見や思いを聴く仕組みづくり.....	22
	(2) 普及・啓発の取組.....	22
	(3) 子どもの権利擁護機関の設置.....	22
6	参考資料.....	24
	(1) (仮称) 三鷹市子どもの権利に関する条例(素案) 検討委員会設置要綱.....	24
	(2) (仮称) 三鷹市子どもの権利に関する条例(素案) 検討委員会委員名簿.....	25
	(3) 検討委員会検討経過(開催日及び内容).....	25

1 (仮称) 三鷹市子どもの権利に関する条例(素案)検討委員会委員
からのメッセージ

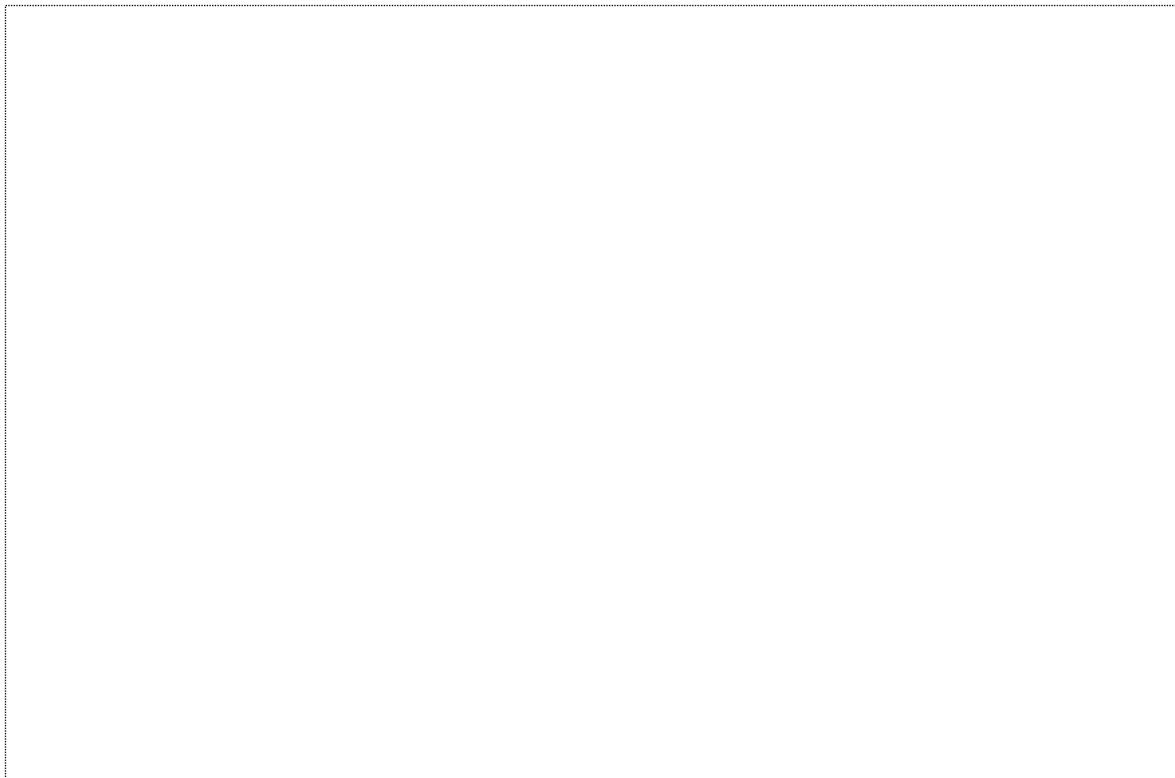
委員長 北田 真理



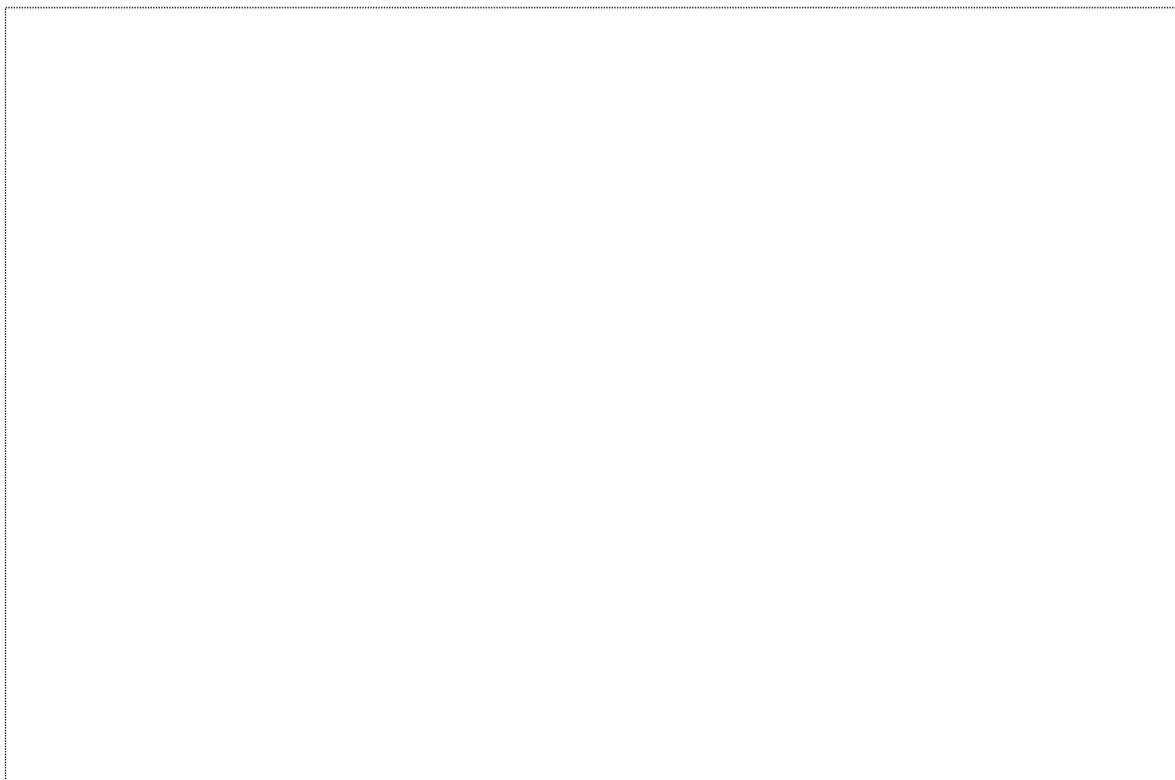
副委員長 山下 敏雅



委員 武本 明日香



委員 松原 拓郎



委員 山本 真実



2 委員会報告書について

(1) 検討の経過

三鷹市では、人権を尊重するまちづくりの上位規範として「人権を尊重するまち三鷹条例」が制定され、令和6年4月に施行されました。このことを受け、同年11月に「三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）（以下、「条例」という。）」の制定に向けて、（仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例（素案）検討委員会（以下、「検討委員会」という。）が設置されました。

検討委員会では、三鷹市長から委嘱された5名の委員により令和6年11月から令和8年4月にかけて計8回の会議を行い、子どもの権利や大人の役割、「児童の権利に関する条約（以下、「児童の権利条約」という。）等について理解を深めるとともに、条例の構成や前文、条文の内容及び表現等について、検討協議を重ねてきました。会議の他にも、メールによる意見聴取や勉強会・意見交換会を実施することにより、子どもの権利についての事例検討や考え方の整理を行ってきました。

検討に当たっては、日本が批准している「児童の権利条約」及び「こども基本法（令和4年法律第77号）」を踏まえるとともに、他自治体が子どもの権利に関して制定した条例も参考にしました。その他、条例制定に向けた子どもへの意見聴取の取組として三鷹市が実施した令和6年度のワークショップ及び令和7年度のアンケートの結果を、子どもたちの意見や思いを条例に反映させるための参考資料としています。

以上の経過を踏まえ、検討委員会における条例素案（案）の検討協議結果について、本報告書をまとめました。

(2) 子どもへの意見聴取結果に対する考察

ア 子どもの権利について考えるワークショップ

<ワークショップ概要>

令和6年12月15日に、三鷹市が小学校1年生～18歳の子どもを対象として、子どもの権利についての講義や権利・まちづくりについて意見を出し合うワークショップを実施。参加者合計33名。

本ワークショップで聞かれた子どもたちの意見は、子どもの年代や生活スタイル、普段の行動範囲によって特色が見られ、子どもの年代が上がるにつれて、生活環境や社会をより俯瞰的、客観的に捉えている傾向がありました。

小学校低学年では、「まち」についての意見が最も多く、身近な公園や遊び場等への要望が多く挙げられ、小学校高学年になると、学校についての意見が多く、授業に関することや友達との関わり方等、低学年と比べてより具体的な意見が挙げられました。中学生以上では、教育に関する意見が多く、中学生では、いじめや差別等、幅広く意見が挙げられたのに対し、高校生以上では、社会の中で自分が実際に体験したことに基づいた意見が見られました。

全年代に共通し、家や学校、まちの中で、子どもたちが自分達の意見や要望を伝える機会を創出してほしいと思っており、子どもたちを取り巻く様々な日常において、大人に対して意見表明の機会を求めていることがわかりました。また、中学生以上では、保護者以外の大人へ相談できる環境を求めている、子どもが気軽に相談できる場所や体制を整備する必要性が伺えました。

イ 子どもへのアンケート

<アンケート概要>

令和7年6月23日から7月11日の期間で、三鷹市が小学校1年生～18歳の子ども(19歳以上も回答可)を対象として、オンライン回答フォーム等による無記名アンケートを実施。回答総数12,004件。

三鷹市立小学校及び三鷹市立中学校では、学校の協力により授業等の学校活動時間内にアンケートを実施したことから、多くの子どもからの回答が得られました。

「子どもの権利」の認知度についての項目では、小・中学生で「聞いたこともなかったし、知らなかった」との回答が最も多い結果となりましたが、自由記述欄では、「子どもの権利についての理解が深まった」、「子どもの権利は大切だと思った」との記述が多く見られ、今回のアンケートの目的の一つである普及・啓発の側面においても非常に有効であったと考えられます。

特に大切だと思う「子どもの権利」の項目では、小学生で「休憩したり、遊んだりすることができる」との回答が最も多かったのに対し、中学生以上では、「命が大切にされて、安心して生活できる」との回答が最も多い結果となりました。

また、中学生以上では、小学生に比べて「見た目や性別、考え、家庭環境などによって差別されない」や「暴力を振るわれたり、ひどい扱いを受けたりしない」、「意見や思いを自由に言えて、それが大切にされる」ことを重視する傾向が見られました。

家や学校で意見や思いを聞いてくれるかを尋ねた項目では、すべての年代において意見や思いを聞いてもらっていると感じている子どもが多い結果となった反面、「意見や思いを聞いてくれない」と答えた子どもが一定数おり、「家や学校以外で意見や思いを聞いてくれる人がいない」と感じている子どもも一定数いることがわかりました。

「ほっとできたり、楽しいと思える場所」についての項目では、すべての年代において「ある」との回答が大多数を占め、その場所としては「家」や「学校」が主となりました。小学生や中学生では、「公園」や「児童館(多世代交流センター)・コミュニティ・センター」、「習い事・塾」との回答も一定数ありましたが、高校生以上では「家」、「学校」以外の居場所が少ないことが伺えました。

ウ 考察

ワークショップ、アンケートそれぞれにおいて、子どもから聴取した様々な意見のうち、検討委員会では、主に次の3点について、条例素案（案）検討の参考としました。

① 子どもが意見や思いを持ち、表すことができる

子どもが自然に意見や思いを持つことができ、大人によって決められた枠組みの中ではなく、子ども自身が自由に自分の意見や思いを表すことができる。

子どもの意見表明については、ワークショップにおいて、最も多く挙げられた意見であり、アンケートでも中学生以上の70%超が「意見や思いを自由に言えて、それが大切にされる」ことが特に大切だと回答しています。

これは、必ずしも子どもが全員、意見を表さなくてはいけないということではありません。意見や思いはあるけれど、言いたくない、表さないという子どもがいても、それも一種の表現として受け取ることができます。意見や思いを表さないことが悪いこととして、表現を強制するようなことがないよう、十分に配慮しなくてはなりません。意見や思いを表したい子どもが、様々な要因により表現できないという状況が無いようにすることだという理解が必要です。

なお、子どもが意見を持ち、表すためには、その前提として、意見を表すために必要な情報や説明が子どもに分かりやすい形で保障されることも重要です。

② 大人が子どもの意見や思いを聴く

日頃から、大人が子どもの意見や思いに耳を傾ける。子どもから発せられた意見や思いについて、大人が受け止め、寄り添い、一緒に考える。

「① 子どもが意見や思いを持ち、表すことができる」ためには、子どもたちが意見や思いを自由に表せるような環境を整えるだけではなく、子どもが表した意見を大人がしっかりと受け止める、言葉にならないような思いもあることを理解することが重要です。

発達過程にある子どもは、色々なことを経験しながら成長していきます。その中で、悩んだり、失敗したりした時に周囲の大人に相談し、助言を受けられることも子どもの権利の一つです。日頃から周囲の大人が子どもの意見や思いを聴く姿勢を持ち、その意見や思いを誠実に受け止め、尊重しながら、一緒に考えるという一連のプロセスが重要だと考えます。

③ 子どもの権利が侵害された場合に、救済される

子どもの権利が侵害された場合に、子どもの権利を擁護する機関に相談することができ、救済に向けた支援を受けられる。

ワークショップにおいて、中学生以上の子どもたちから教育、いじめ等に関する意見

が多く挙げられたことに加え、アンケートの「特に大切だと思う権利」の項目において、「生きる権利・育つ権利」や「あらゆる暴力からの保護」、「差別の禁止」の回答が多かったことから、子どもたちの権利侵害に対する意識が高いことが伺えます。

また、ワークショップで中学生以上の子どもから保護者以外の大人へ相談できる体制を望む声が挙げられ、アンケートで「話を聞いてくれる人や話しやすい人がいない」と答えた子どもが一定数いたことから、子どもが気軽にアクセスできる相談窓口の設置及び子どもの権利を専門に取り扱う救済機関の設置が必要です。

子どもから相談を受け、救済のための支援を行う際は、第一に子どもがどうしたいかという子どもの思いや気持ちに寄り添いながら対応することが求められます。

(3) 条例素案（案）の検討における視点

ア 本条例の方向性

大人には、子どもが権利の主体であることを理解して子どもを尊重し、子どもの権利を守る責任があります。検討委員会では、本条例が子どもの権利と大人の責任について市民の共通理解のための核となり、広く周知する役割を担うものとして検討協議を行いました。

イ 権利と義務

子どもの権利は、義務の対価として与えられるものではなく、すべての子どもが生まれながらに持っているものです。大人には子どもが当たりまえに持っている権利を保障する責任があるということを認識し、子どもの権利の保障と義務の履行について混同した議論とならないよう、十分に注意しなければなりません。

また、子どもの権利を保障するという話になると、「子どもが権利ばかりを主張し、わがままになる」、「他人を蔑ろにして自己中心的になる」等の意見も聞かれます。しかし、子どもの権利を守るということは、すべて子どもの言うとおりにする、すべて子どもの希望を叶えるということではありません。

子どもの権利同士がぶつかってしまう場合や、子どもの権利が他人の権利とぶつかってしまう場合には、自分に権利があるのと同様に他人にも権利があることを理解し、お互いを尊重し合いながら調整を行う必要があります。お互いに大切だということを伝えていくことは、子どもの権利保障にとって大変重要なことです。

ウ 権利の主体としての子ども

子どもの権利宣言や従前の児童福祉法では、子どもは愛護されなければならない存在、保護の客体として定められており、子どもを守ってあげる対象として見ることで支配や管理につながってきた、という側面があります。そのような中で、平成元年に国連で採択された児童の権利条約では、「児童は～権利を有する」と規定され、子どもが権利の主体で

あるという考え方の転換がなされました。

これにより、子どもは大人と同じように一人ひとりが権利を持っている主体であることが浸透してきましたが、子どもは大人と違って成長・発達過程にあるという点についても考慮される必要があります。大人と同様に権利を持つとともに、成長・発達過程にある子どもならではの特別な権利保障もある、と理解することが子どもを権利の主体として捉えることと言えます。この点をしっかりと認識し、「権利の主体」という言葉だけが上滑りすることのないようにしなければなりません。

エ 子どもの意見や思いを聴くということ

子どもの意見表明権については、児童の権利条約やこども基本法においても定められています。ここで言う子どもの意見とは、言語化されたものだけでなく、言葉にならなかったり、言葉にできないような思い (view) を含むものです。

このような子どもの意見や思いを聴くに当たっては、その前提として安全・安心な環境や関係する情報の提供、わかりやすい説明が保障され、子どもが安心して意見や思いを伝えられるよう大人が聴く姿勢を持つことが重要です。子どもが発した意見や思いは、子どもの視点でしっかりと捉えるとともに、その言葉の裏側にどのような気持ち、背景があるのかを汲み取ることが求められます。

言葉を発することが難しい月齢の子どもや障がいのある子ども、性格的に意見が言えない子ども等には、大人の配慮が必要です。このような場合でも基本的な考え方は同様で、赤ちゃんが泣いた時に泣いている理由 (空腹、おむつの不快感、眠い等) を探るためにあやしたり世話をする、意見があっても言えない子どもの考えや気持ちを汲み取ろうとするといった行為も子どもの意見や思いを聴く行為と捉えることができます。この場合にも、大人の見方や価値観によらず、子どもの目線で解釈することで、子どもの意見や思いが捉えやすくなると考えます。

オ 子どもの最善の利益

児童の権利条約や児童福祉法において、子どもに関することについては、子どもの最善の利益を第一に考える、と定められています。先述の子どもの意見や思いの話にも通じますが、この場合、子どもの最善の利益という名目のもと、大人の都合や思惑による判断がなされるようなことは決してあってはなりません。子どもに権利があることを前提として子どもの意見や思いを聴き、その意見や思いが大切にされる形で考える、難しい場合には丁寧に理由を説明して対話を重ねるといったような、子どもに誠実に向き合っていくプロセスが重要となります。

子どもにとって一番良いことは、子どもの年齢や時期、タイミングによっても変わってきます。今、その子どもにとって最も大事な権利が保障されることとはどのようなことか、常にそのステップに寄り添いながら一緒に考えていくことが求められます。子どもの最善の利益とは、このプロセスを保障することだと言っても過言ではないと言えます。

カ 子どもの権利擁護

子どもの権利保障においては、子どもの権利が侵害された場合や侵害される恐れがある場合に、子どもの権利が擁護される仕組みが必要です。子どもの権利を擁護する機関が権利侵害に関する相談について事実関係の確認や調整を行ったり、救済の申立てを受けて調査・調整、要請を行う等、様々な事案に応じた対応が求められます。

子どもの権利擁護機関は、権利侵害からの救済に向けた調査・調整等の役割の他、子どもの権利侵害を予防する活動にも主体的に関わることが重要です。

なお、権利侵害からの救済のために要請を行った場合には、権利擁護機関から市長に報告するとともに、報告を受けた市長の判断で公表する必要もあります。

3 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）素案（案）

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 子どもの権利（第3条－第8条）

第3章 市、保護者、市民、子どもにかかわる施設、事業者等の役割（第9条－第13条）

第4章 子どもの権利を守るためのまちづくり（第14条－第21条）

第5章 子どもの権利擁護（第22条－第25条）

第6章 条例の推進（第26条・第27条）

第7章 雑則（第28条）

附則

子どもは、一人ひとり、かけがえのない大切な存在です。

すべての子どもは平等であり、生まれながらに権利を持っています。

子どもの心身の状況や取り巻く環境に関わらず幸せに暮らすことができるように、子どもの権利が守られなければなりません。

子どもは、一人の人間として尊重され、夢や希望を持ちながら成長できるように守られるべき存在です。大人は子どもの声や思いを聴き、誠実に受け止め、子どもとともに考えることが重要であり、大人には、子どもが安心して暮らせる環境をつくる責任があります。

子どもは、大切にされ、周囲の人々と関わり、多様な経験を通じて成長しながら、自分の意見や思いを持ち、表現し、自分のことは自分で決めることができるということを大人も子どもも共に理解することが重要です。

三鷹市では、これまで市民と市が協力し、共にまちづくりに取り組んできました。長い間培ってきた地域の力を活かし、大人が子どもをあたたく見守り、子ども一人ひとりの権利が守られ、お互いのことを大切にできる地域づくりを推進していきます。

三鷹市は、本条例を定めることにより、子どもを権利の主体として尊重し、その権利を擁護するとともに、子どもに関係する事項については子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが幸せに暮らし、将来に夢や希望を持つことができるまちを実現し、身近な地域社会として子どもの権利を守っていきます。

こ
子どものみなさん

あなたは、かけがえのない^{たいせつ}大切な^{そんざい}存在です。

あなたは、生まれたときから^{けんり}権利^もを持っています。

あなたは、^{あんしん}安心して^{じぶん}暮らし、^す自分らしく^す過ごすことができます。

あなたは、^{せいちょう}成長にあわせて、^{あそ}遊んだり、^{まな}学んだりすることができます。

あなたは、^{じぶん}自分の^{いけん}意見や^{おも}思いを^{つた}伝えることができます。

あなたは、^{こま}困ったときに、^{たす}助けてもらうことができます。

おとな
大人は、あなたの^{けんり}権利^{まも}を守ります。

おとな
大人は、あなたの^{たちば}立場に^た立ち、あなたのことを^{だいいち}第一に^{かんが}考えます。

おとな
大人は、あなたの^{こえ}声や^{おも}思いに^{みみ}耳をかたむけ、その^{きも}気持ちを^{だいじ}大事にします。

おとな
大人は、あなたが^{つらい}つらいときや、^{なやんだ}なやんだときに、^{かんが}どうすればいいか、^{いっしょ}いっしょに^{かんが}考えます。

みたかし
三鷹市は、すべての^こ子どもの^{けんり}権利^{まも}を守り、だれもが^{しあわ}幸せにくらすことができるように、この^{じょうれい}条例^{さだ}を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約に基づき、子どもの権利の内容を明確にし、子どもに関係する事項については子どもの最善の利益を第一に考えるとともに、権利を擁護する仕組みをつくることにより、子どもの権利を保障することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 概ね18歳までの者をいう。18歳以上であっても、継続的に支援が必要な者又は心身の発達の過程にある者を含む。
- (2) 保護者 子どもを養育する親（里親等を含む）及び親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (3) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。
- (4) 子どもにかかわる施設 市内の児童福祉施設及び学校のほか、子どもが遊び、学び又は利用する施設をいう。
- (5) 事業者等 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の事業活動を営む個人又は団体をいう。
- (6) 市 基礎自治体としての三鷹市をいう。

第2章 子どもの権利

(安心して生きる権利)

第3条 子どもは一人の人間として尊重され、安全に、安心して生きるために、次に掲げる権利が保障される。

- (1) 命が守られること。
- (2) 差別されないこと。
- (3) 暴力により、心身を傷つけられないこと。
- (4) 安全で安心できる環境のもと、健やかに生活できること。

(自分らしく生きる権利)

第4条 子どもは、自分らしく生きるために、次に掲げる権利が保障される。

- (1) 個性が認められ、個人の人格が尊重されること。
- (2) 自分の思いや考えが大切にされ、不当な扱いをされないこと。
- (3) プライバシーが守られること。

(豊かに育つ権利)

第5条 子どもは、成長に合わせて心身ともに豊かに育つために、次に掲げる権利が保障される。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 休息をとること。
- (4) 安心できる居場所で、自由な時間を過ごすこと。
- (5) 文化、芸術、スポーツ等に親しむこと。
- (6) 自然に親しむこと。
- (7) その他、成長や発達に応じた体験を行うこと。

(意見や思いを伝える権利)

第6条 子どもは、自分の意見や思いを伝えるために、次に掲げる権利が保障される。

- (1) 自分の意見や思いを表現する機会が確保されること。
- (2) 自分の意見や思いを自由に表すこと。
- (3) 自分の意見や思いを表すことにより、不利益を受けないこと。

(支援を受ける権利)

第7条 子どもは、適切な支援を受けるために、次に掲げる権利が保障される。

- (1) 困っているときやつらい気持ちになったときに、相談すること。
- (2) 成長や発達に応じて、助言や援助を受けられること。

(社会に参加する権利)

第8条 子どもは、社会を構成する一員として育つために、次に掲げる権利が保障される。

- (1) 成長に応じて、自ら考え、意思決定を行うこと。
- (2) 前号について実行するために、必要な情報を得ること。

第3章 市、保護者、市民、子どもにかかわる施設、事業者等の役割

(市の役割)

第9条 市は、子どもの権利が保障され、子どもが幸せに暮らすことができるまちづくりを

実現するため、子どもに関する施策を子どもの意見や思いを尊重しながら総合的に実施する。

(保護者の役割)

第 10 条 保護者は、子どもの意見や思い、人格を尊重し、子どもが安心して心身ともに健やかに育つことができる環境を確保する。

(市民の役割)

第 11 条 市民は、子どもが権利の主体であり、社会の大切な一員であることを理解し、子どもが幸せに暮らすことができるまちづくりの実現に向けて、市が行う子どもに関する施策に協力する。

(子どもにかかわる施設の役割)

第 12 条 子どもにかかわる施設は、子どもの権利を保障しながら、子どもの遊び、学び、育ちを支援する。

2 子どもにかかわる施設は、保護者や市、関係機関等と協力しながら、子どもの権利が守られるための取組を推進する。

(事業者等の役割)

第 13 条 事業者等は、保護者や市、関係機関等と協力しながら、子どもの権利が守られるための取組を推進する。

第 4 章 子どもの権利を守るためのまちづくり

(子どもの権利の普及・啓発)

第 14 条 市は、市民や子どもにかかわる施設、事業者等が子どもの権利について学び、理解を深めるため、普及・啓発を行う。

2 市は、毎年 11 月を三鷹子ども月間として定め、子どもの権利について普及・啓発のための取組を行う。

(子どもの成長や状況に応じた取組)

第 15 条 市は、すべての子どもの生命や身体が守られ、成長や発達に応じた適切な養育のもとで健やかな生活を送ることができるよう取組を行う。

(教育を受ける機会の確保)

第 16 条 市は、すべての子どもに教育を受ける機会が等しく与えられるよう取組を行う。

(個人の尊重及び差別の禁止)

第 17 条 市は、子ども一人ひとりが権利の主体であり、尊重されるべき個人として認められ、差別的な取扱いを受けることなく、その基本的人権が保障されるための取組を行う。

(安心できる居場所づくり)

第 18 条 市、保護者、市民、子どもにかかわる施設、事業者等は、家庭や子どもにかかわる施設、その他の活動の場が、子どもが安心して過ごすことができる居場所となるよう協力して環境の整備に努め、情報を広く発信する。

(子どもの意見や思いの表明の機会の確保)

第 19 条 市、市民、子どもにかかわる施設は、子どもが自分の意見や思いを自由に表明できる仕組みをつくり、子どもの意見や思いの表明が促進されるよう努める。

2 市、市民、子どもにかかわる施設は、子どもに関係する事項を決定するときは、子どもの意見や思いを聴く機会を設け、その意見や思いを尊重し、可能な限り反映させるよう努める。

(子どもの社会参加及び参画の推進)

第 20 条 市は、子どもが社会の大切な一員として、主体的にまちづくりや地域コミュニティの活動に参加及び参画できる仕組みづくりを行う。

2 市民、子どもにかかわる施設は、子どもの主体的な社会参加及び参画に協力するよう努める。

3 市、市民、子どもにかかわる施設は、子どもが主体的に社会参加及び参画するに当たり、必要な情報が得られるよう、子どもに向けたわかりやすい情報発信や説明に努める。

(子どもの話を聴く仕組みづくり)

第 21 条 市、保護者、市民、子どもにかかわる施設、事業者等は、子どもが過ごす場所において子どもが話しやすい仕組みをつくり、子どもの話に耳を傾け、受け止めるよう努める。

2 市は、子どもの困りごとや不安、悩み等について話を聴く場所として、子どもを対象とした相談窓口を設置し、内容に応じて必要な支援へとつながるよう、関係機関等と連携して相談体制の整備を行う。

3 子どもから個人情報やプライバシーに関わる秘密に関する話を聴いた者は、その内容を漏らしてはならない。

第 5 章 子どもの権利擁護

(三鷹市子どもの権利擁護委員の設置)

第 22 条 市長は、子どもの権利を守り、子どもの権利の侵害について救済するため、市長の附属機関として、三鷹市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）を設置する。

2 擁護委員は、3 人以内とし、子どもの権利に関して見識を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 擁護委員の任期は、3 年とし、再任することができるものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 市長は、擁護委員が心身の故障により職務を行うことができないと判断したとき及び擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、解嘱することができる。

5 市は、擁護委員の独立性を尊重し、その職務の遂行に関し、協力するものとする。

(擁護委員の職務)

第 23 条 擁護委員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 子どもの権利侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援を行うこと。

(2) 子どもの権利侵害について、必要な調査を行うこと。

(3) 子どもの権利侵害から救済するために、関係者間の調整や要請を行うこと。

(4) 子どもの権利侵害を防ぐために、意見を述べること。

(5) 子どもの権利擁護について、必要な調査を行い、関係者間の連携を図るとともに、普及・啓発に協力すること。

(擁護委員の責務)

第 24 条 擁護委員は、子どもの権利を擁護するため、公正かつ中立に職務を行わなければならない。

2 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはならない。

3 擁護委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(活動報告及び公表)

第 25 条 擁護委員は、年度毎にその活動内容を市長に報告する。この場合、市長は、報告内容を公開するものとする。

2 市長は、擁護委員が第 23 条第 3 号の要請を行った場合、必要に応じて、その要請内容を公表することができる。

第 6 章 条例の推進

(推進計画)

第 26 条 市長は、子どもの権利を守る施策を総合的に推進するため、こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）第 10 条第 2 項に基づく子ども施策についての計画を推進計画として位置付け、評価及び検証を行う。

(推進体制)

第 27 条 市の部局及び関係団体等は、横断的に連携して子どもに関する施策を実施する。

2 市は、国、東京都、他の地方公共団体及び児童相談所や警察等の関係機関と連携して子どもに関する施策を実施する。

第 7 章 雑則

(委任)

第 28 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。ただし、第 5 章の規定は、規則で定める日から施行する。

4 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）素案（案） 説明

【前文】

子どもの権利についての大人の責任と役割を確認し、「三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）」の理念を示します。

- ・子どもの権利について
- ・子どもに対する大人の責任について
- ・子どもと大人の共通理解
- ・子どもの権利と地域づくり
- ・子どもの権利に対する三鷹市の姿勢
- ・子どもへのメッセージ

- 前文は、子どもの権利と大人の責任、子どもと大人の共通理解や地域づくり等について、条例に込める理念を記載しています。

子どもが権利の主体であり、子どもの権利を守るのは大人の責務であることを明確にするとともに、子どもの権利の内容についてイメージがしやすいように、3段落目で「子どもは、大切にされ、周囲の人々と関わり、多様な経験を通じて成長しながら、自分の意見や思いを持ち、表現し、自分のことは自分で決めることができる」と記載しています。

子どもへのメッセージでは、読み手の子どもに「自分事」として伝わるように子どもの呼称を「あなた」とし、小学校中学年程度の子どもの分かる文章で表現しています。メッセージの前半では、「あなた」がかけがいのない存在であること、「あなた」が子どもの権利を持っていることを記載し、後半では大人が「あなた」の権利を守っていくこと、そのために本条例をつくったことを記載しています。

- 三鷹市では、従来からコミュニティ行政を推進しており、本条例においても、市民との協働や地域の力等の「三鷹らしさ」をエッセンスとして加えたいと考えました。子どもの権利が守られて一人ひとりがのびのびと育つために、三鷹市が長年培ってきた地域の力を礎として、子どもの思いを大人が受け止め、子どもが自己決定をしながら多様な経験を重ねていくことができる寛容な地域社会をつくっていく、ということを4段落目に記載しています。

文章内（4段落3行目）の「お互いのことを大切にできる地域づくり」という表現は、一人ひとりの権利が守られ、自分の権利が大切であるのと同様に自分以外の人の権利も大切であるというメッセージとして記載しています。

【第1章】総則

条例の制定目的や言葉の定義といった条例の原則となる項目で構成しています。

- ・ 目的
- ・ 定義

- 第1条は、条例の目的規定であり、条例全体にかかわる条項であることから、前文に引き続き、「子どもに関係する事項については、子どもの最善の利益を第一に考える」という表現を記載しています。検討委員会では、「the primary consideration」の「primary」の表現を記載するか、記載する場合はどのように記載するかについて協議し、何かと比較することなく一番にという意味で「第一に」という表現を使用しています。

【第2章】子どもの権利

子どもの尊厳が守られ、幸せに生きることができるために、社会の中で守られるべき子どもの権利について示します。

- ・ 安心して生きる権利
- ・ 自分らしく生きる権利
- ・ 豊かに育つ権利
- ・ 意見や思いを伝える権利
- ・ 支援を受ける権利
- ・ 社会に参加する権利

- 第2章は、具体的な子どもの権利について規定することで、権利のカタログとしての機能を果たしています。本条例の制定に向けて実施した子どもへのアンケートでは、子どもの権利についての認知度が低い結果となりましたが、子どもの権利とはどのようなものか、子どもも大人も読んで分かりやすい内容となるようにまとめています。
- 第3条では、命が守られること、差別されないこと、暴力を受けないこと等、子どもが安心して生きる大前提としての権利を入れています。「差別されないこと」については、どのような差別があるのか子どもにわかりやすいように、国籍や性、家庭環境等、具体的に記載することも検討しましたが、逆に限定的な列挙となってしまう、記載されていないものが差別として認識されないこと、今後新たな差別の概念が生まれる可能性があることを考慮し、「差別されないこと」というシンプルな表現にしています。具体的な差別の内容については、条例制定後に市が作成するガイドブック等で説明されることを想定しています。
- 第4条では、「自分らしく生きる権利」について記載しています。検討委員会では、条文中で出てくる「個性」や「自分らしさ」という表現について、読み手に対してユニークな

売りのようなもの、持っておくべきものという印象を与え、他の人と何か違っていなくてはならないようなプレッシャーを感じてしまう子どもがいるのではないかと危惧する意見も挙がりました。本条例において、「個性」や「自分らしさ」という表現は、一人ひとりの違いが認められることにより、同調圧力のような窮屈さから解放されることを意図しており、そのままの自分でいいのだということが、本来、子どもたちに伝えたいメッセージとなっています。

○ 第5条では、「豊かに育つ権利」として、子どもの豊かな成長のための権利を具体的に記載しています。特に、第1号「遊ぶこと」、第2号「学ぶこと」、第3号「休息をとること」については、アンケートでも「特に大切だと思う権利」として回答が多かったものであり、児童の権利条約においても、「教育を受ける権利（第28条）」、「休み、遊ぶ権利（第31条）」と定められています。子どもにとって遊びは大変価値があり、特に乳幼児は遊びを通して成長、発達し、学びにもつながっていきます。このため、本条例においては「遊ぶこと」を単体として第1号に定め、続けて、発達段階に応じて「学ぶこと」、「休息をとること」の順に規定しています。

○ 第7条「支援を受ける権利」の第1項では、子どもが困っている時やつらい気持ちになった時に支援してもらえる権利について定めています。支援は、子どもがSOSを発しなれば受けられないものではありません。助けを求める言葉を発したり、行動を起こせない子どももいることから、周囲の大人が気付くことも必要となります。

また、子どもは、成長・発達過程にあるため、必ずしも困っていなくても成長や発達に応じて支援を受けられる権利もあることから、第2項を設けています。

○ 子どもへのアンケートにおいて、特に大切だと思う「子どもの権利」として回答が多かったものについては、第2章へ反映しています。

【アンケート問2（特に大切だと思う「子どもの権利」）から第2章条文への反映】

各年代において回答割合が高かった権利 及び7割以上の回答があった権利（回答割合）	第2章条文への反映
命が大切にされて、安心して生活できる （小学生62.6%、中学生91.1%、高校生以上86.9%）	第3条 安心して生きる権利
見た目や性別、考え、家庭環境などによって差別されない （小学生58.1%、中学生79.1%、高校生以上68.6%）	第3条 安心して生きる権利
心やからだに障がいがある子どもも大切にされる （小学生60.8%、中学生75.7%、高校生以上60.3%）	第3条 安心して生きる権利
暴力を振るわれたり、ひどい扱いを受けたりしない （小学生57.4%、中学生78.0%、高校生以上74.2%）	第3条 安心して生きる権利

何を考えるか、何を信じるか、自由に選べる (小学生 59.7%、中学生 71.5%、高校生以上 61.1%)	第4条 自分らしく生きる権利
休憩したり、遊んだりすることができる (小学生 75.1%、中学生 77.1%、高校生以上 60.5%)	第5条 豊かに育つ権利
学ぶことができる (小学生 66.6%、中学生 71.2%、高校生以上 66.8%)	第5条 豊かに育つ権利
意見や思いを自由に言えて、それが大切にされる (小学生 53.2%、中学生 72.6%、高校生以上 70.3%)	第6条 意見や思いを伝える権利

【第3章】市、保護者、市民、子どもにかかわる施設、事業者等の役割

第2章で規定した子どもの権利が守られるため、市、保護者、市民、子どもにかかわる施設、事業者等が担う役割について示します。

- ・市の役割
- ・保護者の役割
- ・市民の役割
- ・子どもにかかわる施設の役割
- ・事業者等の役割

○ 子どもの権利が守られるまちづくりを主導していくのは市ですが、保護者や市民、子どもにかかわる施設、事業者等においても、子どもの権利を守るための役割と責任があります。第2章で規定した子どもの権利を守るための各主体の役割を本章で定め、具体的にどのような取組を行うのかを第4章の「子どもの権利を守るためのまちづくり」で規定しています。また、三鷹市に在住、在学、在勤しているすべての人が、それぞれの立場で役割を果たすということが伝わるような表現にしています。

【第4章】子どもの権利を守るためのまちづくり

第2章で規定した子どもの権利が守られるまちをつくるための指針について示します。

- ・子どもの権利の普及・啓発
- ・子どもの成長や状況に応じた取組
- ・教育を受ける機会の確保
- ・個人の尊重及び差別の禁止
- ・安心できる居場所づくり
- ・子どもの意見や思いの表明の機会の確保
- ・子どもの社会参加及び参画の推進
- ・子どもの話を聴く仕組みづくり

- 第20条では、子どもの社会参加及び参画ができるための仕組みづくりや気運の醸成等について定めています。本条は、子どもが社会を構成する一員であることを周知し、まちづくりや地域コミュニティの活動に子どもが参加できる環境を整えるための規定であり、子どもに社会参加及び参画を義務付けたり、責任を負わせるものではありません。そのため、第1項では子どもを「社会の大切な一員」と表現するとともに、各項において子どもの「主体的な社会参加及び参画」という表現を使用しています。
- 子どもにとって話を聴いてもらうことは、悩み・困りごとや相談相手、安心できる居場所の有無にも関連する傾向がアンケート結果から見られました。このため、第21条では日常の中で大人が子どもの話に耳を傾ける仕組みづくりと、子どもが困りごとや悩みが起こった際に相談できる場所や体制の整備の両面を「子どもの話を聴く仕組みづくり」として定めています。また、「相談」という言葉は、ソーシャルワーク的なやり取りとして受け取られることもあるため、日常の中で些細な話を聴くという行為が抜け落ちないように、できる限り「話を聴く」という表現を使用しています。
- 第2章と第4章は相互に関連していることから、第2章で定めた子どもの権利を守るために行っていくまちづくりについて第4章で定めています。

【第2章と第4章との関係】

第2章 子どもの権利	第4章 子どもの権利を守るためのまちづくり
第3条 安心して生きる権利	第15条 子どもの成長や状況に応じた取組 第17条 個人の尊重及び差別の禁止 第18条 安心できる居場所づくり
第4条 自分らしく生きる権利	第17条 個人の尊重及び差別の禁止 第19条 子どもの意見や思いの表明の機会の確保
第5条 豊かに育つ権利	第15条 子どもの成長や状況に応じた取組 第16条 教育を受ける機会の確保 第18条 安心できる居場所づくり
第6条 意見や思いを伝える権利	第19条 子どもの意見や思いの表明の機会の確保 第21条 子どもの話を聴く仕組みづくり
第7条 支援を受ける権利	第15条 子どもの成長や状況に応じた取組 第21条 子どもの話を聴く仕組みづくり
第8条 社会に参加する権利	第20条 子どもの意見や思いの表明の機会の確保

【第5章】子どもの権利擁護

子どもの権利が侵害された時に、子どもを救済するための制度について示します。

- ・ 三鷹市子どもの権利擁護委員の設置
- ・ 擁護委員の職務
- ・ 擁護委員の責務
- ・ 活動報告及び公表

- 子どもの権利に係る救済機関として、三鷹市子どもの権利擁護委員（以下、「擁護委員」という。）の設置を第22条で規定し、その職務や責務、活動報告及び公表についても本章内で定めています。擁護委員の詳細な規定については、三鷹市が別途、規則等により定める予定となっています。
- 擁護委員は、子どもの権利侵害についての相談対応を行い、侵害についての調査や救済のための調整、要請、意見の表明等を行います。また、権利の侵害が発生する前段階においても、侵害が発生する恐れがある事象について対応することができるように、権利擁護についての調査を第23条第5号で規定し、擁護委員の職務に含めています。
- 権利侵害からの救済のため、第23条第3号に定める要請を行った場合には、必要に応じて、その要請内容を公表できるように第25条第2項で規定しています。権利侵害について要請を行ったことについては、公表することで抑止につながることもあり、公表についても規定しています。

【第6章】条例の推進

市の中で条例を推進していくための計画や体制についてまとめています。

- ・ 推進計画
- ・ 推進体制

- 本条例の下、子どもの権利を守る施策を推進していくための計画として、こども基本法第10条第2項に基づく子ども施策についての計画（現在は、令和7年3月策定の三鷹市子ども総合計画）を位置づけています。また、本条例の推進に当たり、子どもの権利を守る施策を実施していく際には、三鷹市のみならず国や東京都、他の地方公共団体、その他関係機関と連携して取り組んでいくことを定めています。

【第7章】雑則

第1章～第6章以外で、条例の施行に必要である細かな事項についての規定です。

5 条例制定後の取組

(1) 子どもの意見や思いを聴く仕組みづくり

本条例を検討するに当たって実施されたワークショップとアンケートでは、子どもたちの意見や思いを聴くことができ、その後の検討委員会での議論を進めることができました。

子どもの意見や思いを聴くに当たっては、事前に必要な情報を子どもたちにも分かりやすい内容で示したり、障がいのある子どもや日本語を母語としない子どもなど様々な子どもから意見や思いを聞き出すためのフォローアップを行う等の配慮が必要です。また、子どもたちから出してもらった貴重な意見や思いに対しては、どのように反映したのかが分かるような形でフィードバックを行うことで、子どもたちの納得感を得ることができ、次の意見聴取へつなげることができます。このように子どもの意見や思いを聴く仕組みを整え、普及させ、どのような主体であっても、子どもの意見や思いを聴いて尊重できるように環境を整えることが重要です。

本条例をきっかけとして、子どもにかかわる事項については子どもの意見や思いを聴き、受け止め、子ども目線を忘れることなく対応されるようになることを期待しています。

(2) 普及・啓発の取組

アンケート結果では、子どもにおける子どもの権利の認知度は高くなかったものの、自由記述欄の回答からアンケートに答えたことで子どもの権利に対する関心や認知度が高まり、理解が進んだことが伺えます。今回のアンケートの実施により、子どもの権利について一定の理解を得られた成果をこのまま終わらせることなく、条例制定後の普及・啓発につなげ、子どもたちの理解を広げてほしいと考えています。

子どもの権利について聞いたことがある場合でも、具体的な権利の内容まで理解することは子どもだけでなく大人にとっても難しいことですが、子どもの権利を守る責任がある大人にこそ、子どもの権利について理解を浸透させていく必要があります。

子どものうちから子どもの権利に触れ、理解し、自分の権利も自分以外の人の権利も尊重することにより、子どもの権利を守る大人に成長します。そして、子どもの権利を守る大人の姿を見ながら育つ次の世代の子どももまた子どもの権利を守る大人に成長するという、良い循環に繋がっていきます。現在の大人に対して普及・啓発を行っていくとともに、未来の大人である子どもたちに対する普及・啓発を行うことも非常に重要だと考えます。

(3) 子どもの権利擁護機関の設置

現在でも、児童相談所や子ども家庭支援センター等、子どもの相談機関によって相談・救済等の対応がなされていますが、子どもの権利を主眼として権利侵害からの救済を専門に行うには、子どもの権利擁護機関が必要です。

子どもの権利擁護機関の運営に当たっては、権利侵害からの救済、回復への支援について、子どもの目線で対応しなければなりません。子どもの権利侵害に関する相談は、内容も多岐にわたり、相関関係や考え方も一人ひとり異なり、ケースバイケースのきめ細やかな対応が求められますが、いずれの相談においても、そのケースの主役は子どもです。まずは、主役である子どもの話を聴き、どのような対応策があるのかを一緒に考え、意思決定を助け、救済及び回復に向けた支援を行うのが子どもの権利擁護機関に求められる役割となります。この時に、子どもの意見や思いを置き去りにして、大人目線での対応になることが無いよう、十分に注意する必要があります。

また、子どもの権利侵害からの救済を行う過程では、関係する人・機関への調査や調整、要請、意見表明といった行為が発生する場合がありますが、この際にも、可能な限り平和的で丁寧に対応することが重要です。

子どもは、権利侵害からの救済、回復後もそれまでと同じ環境で過ごすことがほとんどであるため、その後も、その環境で子どもが安心して過ごすことができるように、関係する人や機関と調整を図っていくことが望ましいと考えます。

さらには、既存の相談機関や公的機関との連携はもとより、民生・児童委員やボランティア等、地域の中で子どもにかかわる大人とのつながりを大事にすることで、子どもの権利を擁護するネットワークをより多面的に展開するとともに、地域における子どもの権利擁護の中核として機能を発揮し、子どもの権利擁護機関が子どもにも大人にも広く浸透していくことを期待しています。

6 参考資料

(1) (仮称)三鷹市子どもの権利に関する条例(素案)検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称)三鷹市子どもの権利に関する条例(素案)(以下「条例素案」という。)について検討することを目的として、(仮称)三鷹市子どもの権利に関する条例(素案)検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、条例素案の制定に向けて、次に掲げる事項について検討協議するものとする。

- (1) 条例素案の作成方法等に関すること。
- (2) 条例素案の内容に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、子どもの権利に関して見識を有する者のうちから、市長が委嘱する委員5人をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委員会での検討結果について市長に報告が完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会において選任する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、子ども政策部子ども家庭課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

(2) (仮称) 三鷹市子どもの権利に関する条例(素案) 検討委員会委員名簿

	氏名	職
1	きただ まり 北田 真理 (委員長)	国際人権法学会理事 杏林大学総合政策学部准教授
2	やました としまさ 山下 敏雅 (副委員長)	豊島区子どもの権利擁護委員 永野・山下・平本法律事務所弁護士
3	たけもと あすか 武本 明日香	人権擁護委員 武本行政書士事務所行政書士
4	まつばら たくろう 松原 拓郎	三鷹市教育委員会委員 井の頭法律事務所弁護士
5	やまもと まみ 山本 真実	三鷹市子ども・子育て会議会長 東洋英和女学院大学人間科学部教授

(3) 検討委員会検討経過(開催日及び内容)

開催日	内容
令和6年11月15日	<p>第1回検討委員会</p> <p>(1) 三鷹市子どもの権利に関する条例(仮称)及び人権を尊重するまち三鷹条例について</p> <p>(2) 三鷹市子どもの権利に関する条例(仮称)制定に向けたスケジュールについて</p> <p>(3) 「みんなの声を聞かせて～子どもの権利について考えるワークショップ～」について</p> <p>(4) その他</p>
令和7年2月13日	<p>第2回検討委員会</p> <p>(1) 「みんなの声を聞かせて～子どもの権利について考えるワークショップ～」について</p> <p>(2) 三鷹市子どもの権利に関する条例(仮称)の制定に向けた子どもへのアンケートの実施について</p> <p>(3) 三鷹市子どもの権利に関する条例(仮称)骨格素案について</p> <p>(4) その他</p>
令和7年5月15日	<p>第3回検討委員会</p> <p>(1) 「人権を尊重するまち三鷹条例」子ども向けパンフレットについて</p> <p>(2) 三鷹市子どもの権利に関する条例(仮称)の制定に向けたスケジュールについて</p> <p>(3) 三鷹市子どもの権利に関する条例(仮称)の制定に向けた子どもへのアンケートの実施について</p> <p>(4) 三鷹市子どもの権利に関する条例(仮称)素案(案)について</p> <p>(5) その他</p>

開催日	内容
令和7年8月22日	第4回検討委員会 (1) 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）の制定に向けた子どもへのアンケートについて (2) 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）素案（案）について (3) その他
令和7年10月31日	第5回検討委員会 (1) 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）素案（案）について (2) （仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例（素案）検討委員会報告書内容（案）について (3) 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）の制定に向けたスケジュールについて (4) その他
令和8年1月27日	第6回検討委員会 (1) 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）素案（案）について (2) （仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例（素案）検討委員会報告書（案）について (3) その他
令和8年2月20日	第7回検討委員会 (1) 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）素案（案）について (2) （仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例（素案）検討委員会報告書（案）について (3) その他
令和8年4月10日	第8回検討委員会 (1) （仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例（素案）検討委員会における検討結果報告 (2) その他

(仮称) 三鷹市子どもの権利に関する条例 (素案)
検討委員会報告書

令和8年4月